

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（544））
2. 日時：平成29年12月18日 13時30分～18時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、江崎安全審査官、津金安全審査官、伊藤安全審査官、
日南川安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、郡安技術参与、
竹内技術参与、山浦技術参与

（原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門）

植木安全審査官

（技術基盤グループ 地震・津波研究部門）

大橋上席技術研究調査官、石田統括技術研究調査官、山崎主任技術研究調査官、
森技術研究調査官、堀野技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他17名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 主任

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 副長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 原子力耐震グループ副長

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第4条 地震による損傷の防止」及び「第5条 津波による損傷の防止」について、平成29年11月8日に提出された発電用原子炉設置変更許可申請書（一部補正）及び本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<地震による損傷の防止について>

- 大物搬入口建屋の耐震重要度クラス及び耐震設計方針に関し、設計基準事故（LOCA）と地震（Ss、Sd等）と内扉の開放の事象の同時発生確率の評価の考え方について、内扉の開放時の条件下で、LOCA・地震発生時に内扉を閉止するとしているが、閉止作業を確率として評価することは適切でないと考えられることから、評価の考え方を再検討し、整理して提示すること。
- 防潮堤の構造及び設置ルートの変遷について、申請者としての検討内容と審査での指摘による改善事項とを区分し、時系列に沿って整理して提示すること。【名倉、吉村】
- 申請書補正案の津波監視設備の監視機能の記載について、基礎地盤の支持性能には「津波監視設備が設置された建物・構造物」が含まれている一方、許容限界の記載にこれが含まれていないことについて、考え方を整理して提示すること。

- 申請書補正案の防潮堤の高さの記載について、T.P. + 18m～20mとしているが、天端を段差とするのかスロープにするのか、整理して提示すること。

<津波による損傷の防止について>

- 第3表「耐津波設計に必要な数値シミュレーションの体系」について、遡上解析の目標に、「漂流物の取水口への到達評価」及び「津波防護設備に対する漂流物の影響評価」を、追加すること。
- 敷地内の遡上域（防潮堤外側）に存在する建物・構築物等については、防潮堤海側の敷地高さ T.P. + 3m付近のもののみを対象としているが、それら以外に遡上域となっている敷地北側等でも該当するものがないか確認し、整理して提示すること。
- 海面の固有振動の励起に係る記載について、数値シミュレーションの結果の記載に曖昧な表現が散見されることから、適正化し整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：東海第二発電所 地震による損傷の防止
東海第二発電所 地震による損傷の防止（安全審査関連 補足説明資料）
東海第二発電所 津波による損傷の防止
東海第二発電所 設計基準対象施設に対する津波防護区分（5条）及び敷地に遡上する津波に対する津波防護区分（43条）について